

療養費の払い戻し

次のような事で医療費の10割（全額）を支払った場合は、世帯主からの申請により、国保が審査し、決定した金額について給付割合分が後で払い戻されます。支払ってから2年を経過すると、時効により申請できなくなりますのでご注意ください。

国保からの支払いは世帯主に対して行われますので、世帯主名義の通帳（郵便局以外）をご持参ください。

こんなとき	申請に必要なもの
1. 急病等、緊急その他やむを得ない理由で、医療機関に保険証を提示できなかったとき	<ul style="list-style-type: none"> ・保険証 ・かかった医療費の領収書 ・診療内容明細書（レセプト） ・印鑑 ・世帯主名義の通帳（郵便局以外）
2. 医師の指示で、はり、きゅう、マッサージなどの施術を受けたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・保険証 ・かかった医療費の領収書 ・医師の同意書 ・施術内容と費用の明細がわかる領収書等 ・印鑑 ・世帯主名義の通帳（郵便局以外）
3. 骨折やねんざなどで国保を扱っていない柔道整復師の施術を受けたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・保険証 ・かかった医療費の領収書 ・施術内容と費用の明細がわかる領収書等 ・印鑑 ・世帯主名義の通帳（郵便局以外）
4. 療養の給付を受けられないコルセット・ギプスなどの補装具を購入したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・保険証 ・医師の証明書・領収書 ・印鑑 ・世帯主名義の通帳（郵便局以外）

出産育児一時金

国保の加入者が出産したときは、世帯主に出産育児一時金として30万円を支給します。ただし、以前加入していた会社などの健康保険から出産育児一時金が支給される場合は国保からは支給しません。

◎申請に必要なもの

保険証、印鑑、世帯主名義の通帳（郵便局以外）

葬祭費

国保の加入者が死亡したとき、葬祭費として2万円を支給します。

◎申請に必要なもの

保険証、印鑑、葬祭を行った者（通常は喪主）名義の通帳（郵便局以外）

問い合わせ先 本庁市民課 国保係 ☎32-1111（内線124）

30日までに忘れずにご提出を

（児童手当の現況届）

市では、児童手当の現況届の受け付けを行います。現在児童手当を受給している人は、市役所から送付された現況届用紙に必要事項を記入し、書類を添えて忘れずに手続きを行ってください。現況届は、受給者の所得や子どもの養育状況を確認するため提出してもらうもので、届け出がないと6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

また、これまで所得制限などで児童手当および、特例給付を受けられなかった方や未請求の方で、該当すると思われる方はお問い合わせください。なお、官公庁にお勤めの方は、勤務先で手続きをしてください。

【支給対象】 児童手当等は、9歳到達後、最初の3月31日までの間にある児童（小学校第3学年終了前の児童）を養育している方に支給されます。ただし、前年（1月～5月までは前々年）の所得が一定額以上の場合は支給されません。

【支給額(月額)】 第1子 5,000円 第2子 5,000円 第3子以降 10,000円

【支払時期】 児童手当は原則として、毎年2月（10～1月分）、6月（2月～5月分）、10月（6月～9月分）に支給されます。

【現況届に必要な添付書類等】

- ☆ 健康保険被保険者証の写し等 請求者が被用者（サラリーマン等）である場合に提出
- ☆ 前住所地の市区町村長が発行する児童手当用所得証明書 平成17年1月1日現在に宇城市に住所がなかった場合に提出
- ☆ その他、必要に応じて提出する書類があります。

【提出先】 お住まいの地区（旧町）の各支所健康福祉課

【提出期限】 6月30日（木）

平成17年度所得制限限度額

扶養親族等数	扶養親族等の数別所得制限限度額表	
	児童手当 (国民年金加入者・年金未加入者)	特例給付 (厚生年金等被用者・年金加入者)
0人	301万円	460万円
1人	339万円	498万円
2人	377万円	536万円
3人	415万円	574万円
4人	453万円	612万円
5人	491万円	650万円

注) 老人控除対象配偶者または、老人扶養親族がある場合は、1人につき6万円を加算します。

問い合わせ先 本庁福祉課 児童福祉係 ☎32-1111（内線134）